

事例項目	学校給食委託業者における従業員への賃金未払いを議会に報告しなかったことについて
事例発生日等	平成30（2018）年4月6日（金）
担当課	教育部 教育総務課
事例概要	<p>平成30（2018）年4月6日（金）議員より平成28（2016）年9月に発覚した学校給食委託業者における従業員への賃金未払いについて議会に報告を行わなかったことについて指摘を受け、平成30（2018）年第2回定例会（6月）にて深く追及された。 【資料No.(2)-81-1、資料No.(2)-81-2】</p> <p>また、平成28（2016）年第1回定例会（3月）で質問のあった、「モラルの良い業者が有利になる選定方法」の工夫についてに対する答弁について教育委員会は全然考えていなかったのかどうか指摘を受けた。 【資料No.(2)-81-3】</p>
	<p>当時の対応</p> <p>本件契約については、平成29（2017）年1月11日から契約解除を行うことなく、本件委託契約の範囲内で、あらかじめ定める連帯保証人による業務移行措置をとったものであり、かつ、委託内容そのものの給食調理についても支障なく、連帯保証人による業務として履行できたことから、議会へ報告するという考えには至らなかった。</p>
発生原因	<p>本件については、賃金未払いという違法行為があった事案について議会へ報告するという認識を欠いていた中で、児童のために学校給食を欠かすことなく提供することを念頭に、現場調理員への聞き取りや状況説明のほか、法務監察課、顧問弁護士との調整や業者への指導、要請等を重ねるとともに、連帯保証人への事業移行や調理員の継続雇用の調整などに奔走し、結果、契約解除を行うことなく、本件委託契約の範囲内で、あらかじめ定める連帯保証人による業務移行措置をとることで平成29（2017）年1月から支障なく給食提供を行うことができたことで、事案が終了したと判断してしまった。</p> <p>併せて、平成28（2016）年第1回定例会（3月）で質問のあった「モラルの良い業者が有利になる選定方法」の工夫に対する答弁についての認識も欠いていた。</p>
再発防止対策	平成28（2016）年第1回定例会（3月）で質問のあった、「モラルの良い業者が有利になる選定方法」の工夫についてに対する答弁を認識し、議会への報告を行っていく。
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)-81-1】平成30(2018)年第2回定例会(6月)文教こども常任委員会議事録抜粋</p> <p>【資料No.(2)-81-2】平成30(2018)年第2回定例会(6月)議事録抜粋</p> <p>【資料No.(2)-81-3】平成28(2016)年第1回定例会(3月)議事録抜粋</p>